

1. 件名：高浜発電所4号機 蒸気発生器伝熱管の損傷に係る12月6日公開
会合のコメントに対する回答について

2. 日時：令和元年12月13日 17時25分～18時30分

3. 場所：原子力規制庁 2階会議室

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部検査グループ実用炉監視部門

吉野企画調査官、小野上級原子炉解析専門官、比企主任監視指導官、伊藤係
長、東原子力規制専門員

関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）

原子力事業本部 原子力発電部門 原子力保全担当部長 他12名

5. 要旨

(1) 関西電力より、令和元年12月6日に開催された「第9回原子力施設等における事故トラブル事象への対応に関する公開会合」における原子力規制庁からのコメントについて、別添の資料に基づき回答があった。関西電力からの主な説明は以下のとおり。

- 蒸気発生器（以下「SG」という。）内の異物の残留の有無については、SG内部目視点検、スラッジランシング、N₂バブリングを実施した結果、異物はSG内に確認されなかった。
- エロージョンの温度影響について、SG2次側温度269において限界流速が約68m/sであり、通常運転時のSG2次側器内流速3m/sに対して十分余裕がある。
- 今回の傷の形状と粒界腐食割れ等による傷の形状は、写真のとおり異なるものである。

(2) 原子力規制庁より、異物混入防止対策を加えて、改めて説明するよう伝え、関西電力より了解した旨回答があった。

6. 提出資料

資料：高浜発電所4号機 蒸気発生器伝熱管の損傷について（12月6日公開会合のご質問の回答）